

請願名：人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める請願（総務部）

請 願 事 項	左 に 対 す る 措 置 状 況
<p>2 日本国が批准している人種差別撤廃条約2条1項柱書及び同条項(b)(d)、並びに4条(c)にもとづき、人種差別を助長し扇動する団体に対しては、貴自治体内でのデモ、集会、並びに公共施設の使用許可を出さないようにして下さい。</p>	<p>日本国憲法に規定されている「法の下の平等」は遵守されるべきであり、人種差別を助長し扇動する行為は許されないものと考えております。国会に人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案が提出されて審議された経緯はあります が、「何がヘイトスピーチか、誰が認定するのか」などの点で、憲法第14条の法の下の平等と憲法第21条の表現の自由の保障との兼ね合いが明確に整理しきれず、国民的合意に達していないことを理由に採決が見送られております。市において、施設の使用の規制・禁止を導入することについては、同様の問題があるものと考えておりますことから、この法案を含む国の動向を注視してまいりたいと思います。</p>